

東証一斉連絡



2021年1月4日
株式会社 東京証券取引所
上 場 部

指定替えに係る猶予期間入りについて

下記のとおり、指定替えに係る猶予期間に入ることとなりますので、お知らせします。

記

1. 銘柄 株式会社シー・ヴィ・エス・ベイエリア 株式 (コード: 2687、市場区分: 市場第一部)
株式会社一蔵 株式 (コード: 6186、市場区分: 市場第一部)
株式会社井筒屋 株式 (コード: 8260、市場区分: 市場第一部)

2. 猶予期間 2021年1月1日（金）から2021年9月30日（木）まで（9か月間）

ただし、2021年3月31日（水）までに事業計画改善書を提出しなかった場合には、
2021年1月1日（金）から2021年3月31日（水）まで（3か月間）

3. 理由 2020年12月の時価総額（注）が、市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え
基準に定める所要額（20億円）未満となったため
(有価証券上場規程第311条第1項第4号本文)

（注）時価総額は、月末時価総額と月間平均時価総額の両方について所要額を満たす必要があります。

以上